

～心配ごと・悩みごと ひとりで抱えていませんか?～

5月12日

『民生委員・
児童委員の日』

問 福祉課 福祉推進係
☎(83)1226



民生委員・児童委員は『守秘義務』があります。安心してご相談ください。

民生委員・児童委員はどなたでも相談ができる身近な相談相手です。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう、専門機関（町や社協など）へのつなぎ役になります。※各地区の民生委員・児童委員については、自治会長や町福祉課にお問い合わせください

【活動強化週間】

5月12日(日)～
18日(土)

第9期
介護保険料
基準月額
5,200円

問 福祉課 高齢介護係
☎(83)1226

第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。この計画では、高齢者数や要介護認定者数、介護給付費などの実績や推計値をもとに、令和6年度～8年度に必要な介護給付費などの額を算定しています。



対象の方には、7月中旬頃に、令和6年度の納入通知書を発送します。

所得段階	対象者	割合	月額保険料
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の人、世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.285	1,482円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.485	2,522円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.685	3,562円
第4段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.900	4,680円
第5段階	世帯の中に住民税課税の人がいるが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.000	5,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.200	6,240円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.300	6,760円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.500	7,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上360万円未満の人	基準額×1.600	8,320円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が360万円以上600万円未満の人	基準額×1.700	8,840円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の人	基準額×1.900	9,880円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の人	基準額×2.000	10,400円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上900万円未満の人	基準額×2.100	10,920円
第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が900万円以上の人	基準額×2.200	11,440円

※第1段階から第3段階については、低所得者を対象に軽減措置が行われています